

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年7月7日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	野本	逸郎
同職務執行者	戸	苺 敏

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
市民部	市民協働国際課	平成25年4月 1日 ～平成26年3月31日	平成26年5月12日 ～平成26年6月13日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【市民部市民協働国際課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) コミュニティ推進事業費補助金交付要綱第3条の補助金の交付額が具体的に規定されていないため、改善されたい。

- (イ) コミュニティ活動推進用備品整備事業補助金交付要綱第2条の旧町の合併後の特例に関する規定は、期間が経過しているため削除されたい。
また、同要綱第3条の補助金の交付額が具体的に規定されていないため、改善されたい。

- (ウ) とよかわボランティア・市民活動センタープリオの指定管理仕様書に、団体活動室の使用料の徴収期限、払込方法など、具体的な収納事務の内容を明記されたい。